

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

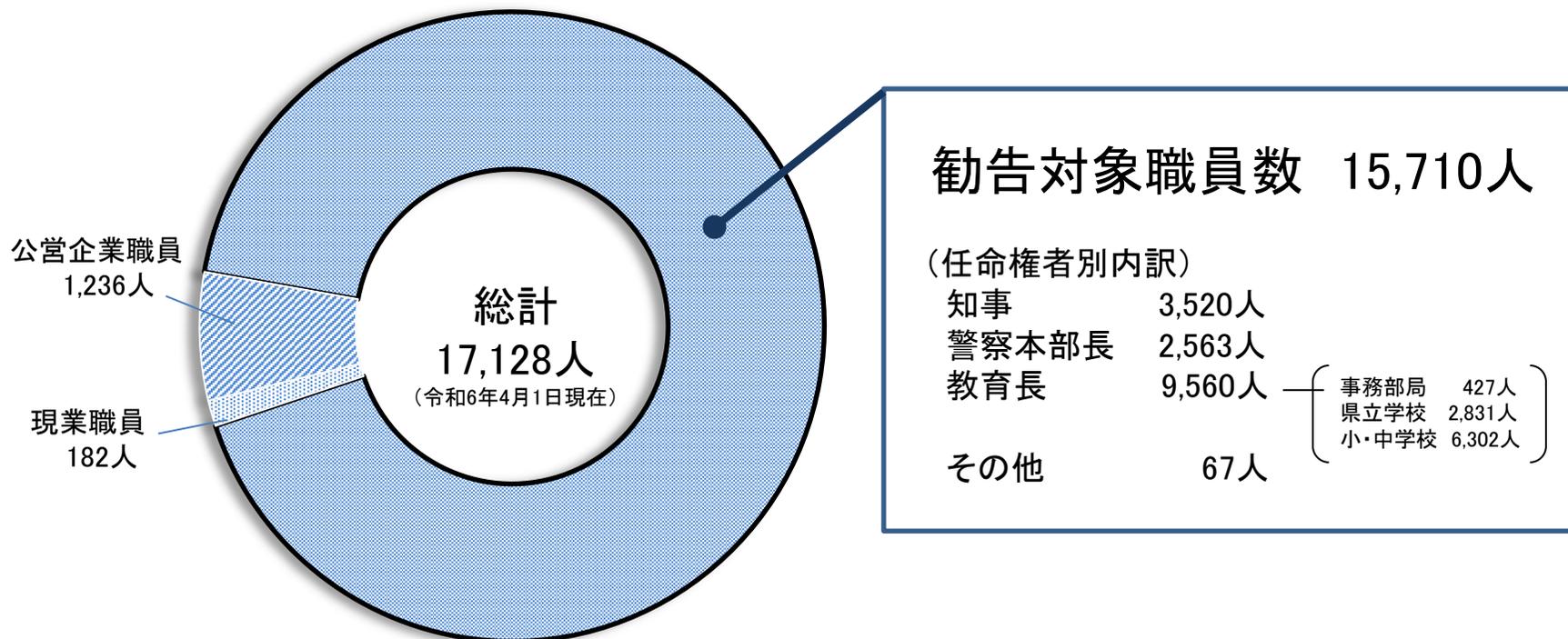
令和6年10月
青森県人事委員会

目次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 今年の給与改定	4
⑤ 給与制度のアップデート	5
[資料] 最近の給与勧告の実施状況(行政職給料表関係)	6

給与勧告の対象職員

青森県には、令和6年4月1日現在、一般職の職員（臨時、非常勤職員を除く）は17,128人いますが、このうち人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（病院局等）職員及び現業職員を除いた15,710人となります。

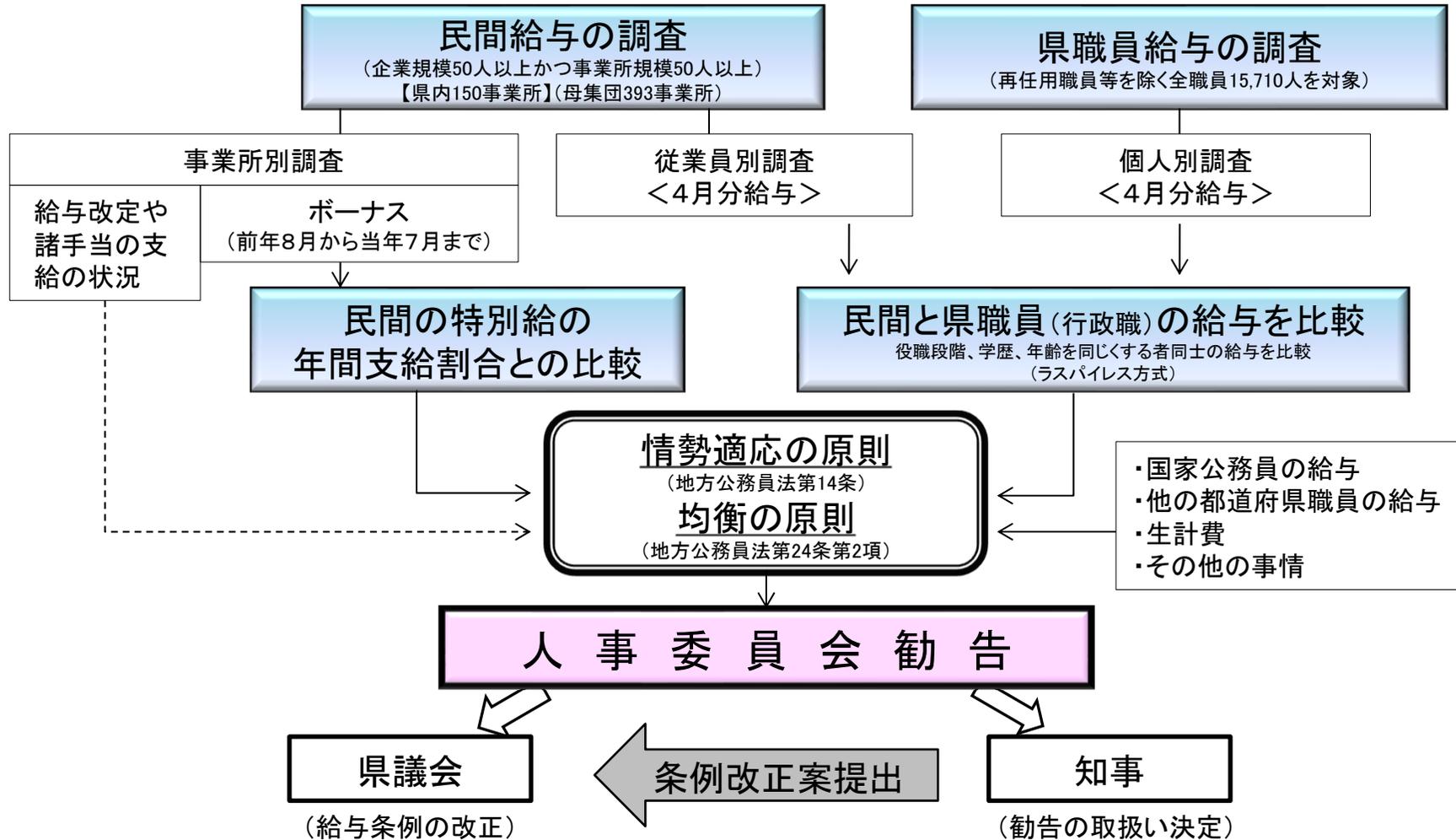


※再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まれていません。
また、給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員（60歳の7割措置職員）も含まれていません。

給与勧告の手順

人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて公民の4月分の給与(月例給)を精密に比較して得られた較差を考慮し、地方公務員法第24条第2項に規定する給与決定の諸条件を総合的に勘案し勧告を行っています。

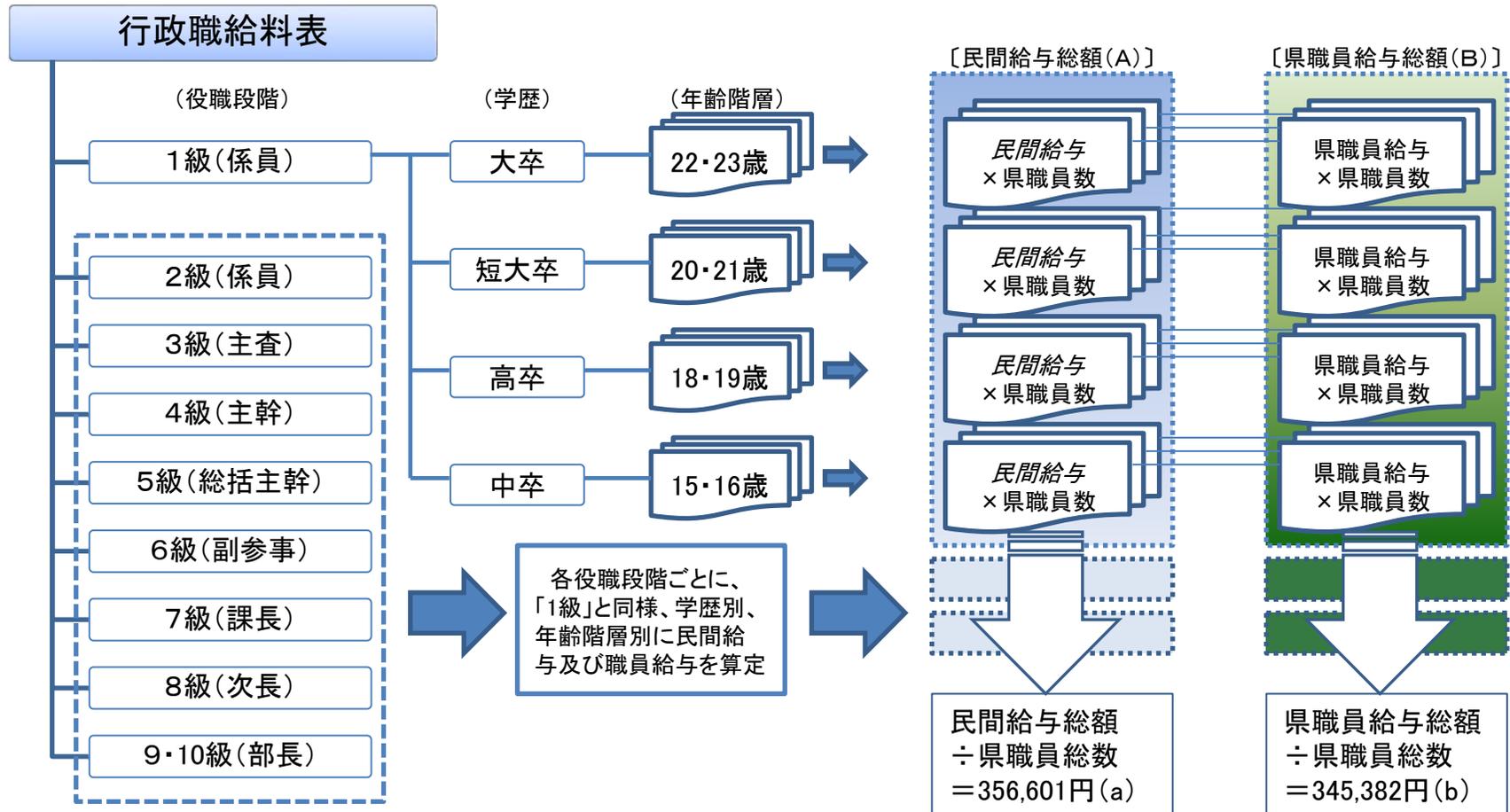
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、その結果得られた年間支給割合を重視しつつ、地方公務員法第24条第2項に規定する給与決定の諸条件を総合的に勘案し勧告を行っています。



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の公民較差 11,219円 (3.25%)

(算定方法) (a) - (b)

本年の給与改定

1 給料表

人事院勧告の内容に準じ、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全給料表を引上げ改定

2 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況等を勘案し、医師に係る手当額を引上げ改定

3 ボーナス(期末手当・勤勉手当)

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.55月分
引上げ分は期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.10月分配分

4 寒冷地手当

人事院勧告の内容に準じ、月額を引上げ改定
※令和7年度以降も、現行の支給対象地域を維持

5 実施時期

(月例給)令和6年4月1日 (ボーナス)令和6年12月1日

給与制度のアップデート

1 給料表

人事院勧告の内容に準ずることを基本に改定(初任給・若年層の水準を大幅引上げ等)

2 昇給制度

行政職給料表8級以上の職員及びこれに相当する職員の昇給については、人事院勧告の内容に準じて勤務成績が特に良好である場合に限定。

3 諸手当

給与制度の見直しの一環として、人事院勧告の内容に準じ次の手当を改定

①扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額(10,000円→13,000円)

②地域手当

級地区分を7段階から5段階に削減(東京特別区20%、大阪市16%、名古屋市12%等)

③通勤手当

支給限度額を月15万円に引上げ。新幹線通勤等の要件緩和

④単身赴任手当

採用時から単身赴任の場合に手当を支給

⑤管理職員特別勤務手当

平日深夜勤務の支給対象時間帯を拡大

(午前0時から午前5時まで→午後10時から午前5時まで)

⑥定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

住居手当、特勤勤務手当等、寒冷地手当を支給

⑦特定任期付職員の特別給

特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編

4 実施時期等

令和7年4月1日(扶養手当、地域手当は段階的に実施)

最近の給与勧告の実施状況（行政職給料表関係）

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職給料表適用者の 平均年間給与	
	平均改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成27年	0.21%	4.00月	0.05月	3.0万円	0.5%
平成28年	0.15%	4.05月	0.05月	2.6万円	0.5%
平成29年	0.14%	4.20月	0.15月	6.1万円	1.1%
平成30年	0.17%	4.25月	0.05月	2.7万円	0.5%
令和元年	0.13%	4.30月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年	—	4.25月	△0.05月	△1.8万円	△0.3%
令和3年	—	4.20月	△0.05月	△1.7万円	△0.3%
令和4年	0.30%	4.30月	0.10月	5.0万円	0.91%
令和5年	1.11%	4.40月	0.10月	9.6万円	1.73%
令和6年	3.22%	4.55月	0.15月	23.3万円	4.15%